

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」という。）の設立に係る寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可については、私立学校法（昭和24年法律第270号）その他の関係法令等（通達等を含む。）によるほか、次の基準によって審査する。ただし、学校教育法附則第6条の規定により既に設置されている幼稚園に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可に係る審査基準は、別に定める。

1 名称について

学校法人等の名称は、学校法人等としてふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校法人等の名称と紛らわしくないものであること。

2 設置する学校について

学校法人等の設置する学校は、学校の種別に応じ、別に定める設置認可審査基準等に適合するものであること。

3 役員等について

- (1) 役員構成については、教学側の意向が適切に反映されるよう配慮されなければならないこと。
- (2) 各理事についてその親族その他特殊の関係がある者（次のア、イ又はウのいずれかに該当する者を指す。）が一人を超えて含まれないことと規定すること。
 - ア 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ 当該理事の使用人（当該学校法人に雇用されることとなる教職員は除く。）及び使用人以外で当該理事により生計を維持する者
 - ウ ア又はイに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- (3) 理事定数は6人以上と規定すること。
- (4) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外の役員等は、その地位について報酬（給与に準ずるものを含む。）を受けないこと。
- (5) 理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (6) 理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (7) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
- (8) 学校法人等の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
- (9) 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校の規模に応じた適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (10) 学校法人の業務の決定方法は、理事に欠員が生じた場合においても理事定数（理事定数に幅がある場合は、理事現数と最低定数のうち多い方の人数）の過半数をもって行われるように定めること。

- (11) 就業規則、経理規程、事務決裁規程（理事会の付議される事項を明記した規程を含む。）等学校法人等の運営に必要な規程の整備を含め、学校にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。
 - (12) 解散後の残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国、地方公共団体、他の学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益法人のうちから選定されるものとする。
- 4 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可の取扱いについて
- (1) 設置する幼保連携型認定こども園について、私立幼稚園設置等認可審査基準（平成10年3月17日付け10文第187号福島県総務部長通知）第1の第6項及び第7項の要件を満たしていること。
 - (2) 幼保連携型認定こども園の新設に合わせて学校法人を設立する場合、その設置認可が確実であること。
 - (3) 既設の幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人を除く。）が、新たに学校法人を設立し、当該学校法人が既設の幼保連携型認定こども園を設置する場合にあっては、その設置する幼保連携型認定こども園について、既設幼稚園の学校法人化認可基準（平成2年4月1日付け福島県総務部長決定）第3から第7までの要件を満たしていること。この場合、第3の第3項から第4の第1項まで、第5の第1項、第6の第2項中「幼稚園」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。
- 5 準学校法人の設立に係る寄附行為の認可の取扱いについて
- 新たに学校法人等を設立して専修学校又は各種学校を運営する場合、その設置する専修学校又は各種学校の学則に規定する収容定員（臨時的又は附随的な課程に係る定員を除く。）において同時に収容する生徒の収容定員の合計が、それぞれ80人以上であり、当該定員を充足できる見込があること。

附 則

- 1 この審査基準は、平成10年3月17日から施行する。
- 2 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可等に関する審査基準（昭和62年1月16日付け62文第13号福島県総務部長通知）は、廃止する。
- 3 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合、高等学校の課程若しくは学科の設置の認可が申請されている場合又は専修学校の課程の設置若しくは目的の変更の認可が申請されている場合における寄附行為及び寄附行為変更の認可に係る審査の基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、平成29年3月28日から施行する。
 - 2 この基準の施行の日前に、学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可を受けている場合であって、改正後の基準に適さない状態にある場合は、施行の日から起算して3年以内に所要の寄附行為、規程等の改正及び役員等の選任を行わなければならない。
- なお、役員の変更が必要な場合であって、次の対象となる役員改選時期が3年を超え

ている場合に限り、当該改選日までに当該役員の改選を行うことができるものとする。

附 則

この審査基準は、令和7年4月1日から施行する。